

司法修習生に対し給与を支給する給費制の継続を求める会長声明

改正裁判所法により、2010年（平成22年）11月から、司法修習生に対し給与を支給する制度（給費制）に代えて修習資金を国が貸与する制度（貸与制）の実施が予定されている。貸与制への変更は、法曹人口増大を前提としつつ修習生に対する給与支給の公共性に対する疑問視からであった。

しかしながら、それにより法曹を志す者が経済的事情から法曹への途を断念するという事態が顕在化することは必至で、また、それが司法修習の理念を損ない、司法制度改革の理想を挫くものであることは明らかである。

そもそも、司法修習とは、司法の人的基盤である法曹養成制度として、統一・公平・平等という理念のもとに、裁判官、検察官、弁護士を問わず、法の支配を全国あまねく実現するための極めて公益性の高い制度と位置付けられているのであるから、その費用は、法曹個人の受益との枠をはるかに超え、公的使命を負った法曹により国民各自・社会に貢献・還元されていくべきものである。

また、公的使命を負う医師の養成においては、国庫からの補助により研修医に対する給費制が実施されており、「社会生活上の医師」たる法曹の養成において司法修習に専念することを義務付けられている司法修習生に対し給与を支給することも、その社会的役割とその公益性からすれば、医師の場合と別異に扱われる理由はない。

そうであるにもかかわらず、司法試験合格率の低下、法科大学院の学費の負担、法科大学院入学から司法修習開始まで最短でもおよそ3年間の生活費の負担、法曹人口急増に伴う就職難などの諸々のリスクが現在しているところに、加えて司法修習の給費をゼロとするならば、法曹を志す者にとって特に経済的なリスクがより一層深刻なものになり、ひいては司法修習の公益性に影響が及ぶことは避けられない。

当会は、以上の事情に鑑み、司法修習そして法曹の社会的役割とその公益性が減退する事態を危惧するとともに、法曹養成制度全体の財政支援の在り方につき再検討が不可欠であると考え、政府、国会、最高裁判所に対し、司法修習生に対する給費制を継続させる措置を執ることを強く求めるものである。

平成21年6月9日

佐賀県弁護士会

会 長 東 島 浩 幸